

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成29年1月20日提出

【発行者名】 TORANOTEC投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小山 卓也

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目21番2号
茅場町タワー

【事務連絡者氏名】 佐藤 心吾
連絡場所：東京都中央区新川一丁目21番2号
茅場町タワー

【電話番号】 03 - 3523 - 8118

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** 黒田アクティブジャパン

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 継続申込期間（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託終了（繰上償還）についての手続開始に伴い、平成28年2月29日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年8月30日付、平成28年12月19日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」という。）の記載事項のうち、信託の終了（繰上償還）の手続開始に伴い訂正すべき事項がありますので、関係事項を下記のとおり訂正を行うものであります。

2【訂正の内容】

原届出書の記載事項のうち＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成28年3月1日(火)から平成29年2月28日(火)までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成28年3月1日(火)から平成29年2月28日(火)までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を平成29年2月27日(月)までとし、平成29年3月27日(月)をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認下さい。

(12) 【その他】

<訂正前>

申込みの方法

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(略)

<訂正後>

申込みの方法

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

<信託終了（繰上償還）予定のお知らせ>

当ファンドにつきましては、平成17年11月30日の設定以来、信託約款に規定する基本方針に基づき運用を行ってまいりましたが、受益権の残存口数が信託約款第43条第7項に規定する口数（5億口）を下回る状態が継続しており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため、当該規定に基づきまして、信託終了日を繰り上げ、平成29年3月27日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただきたいと思います。

公告日(電子公告) 平成29年1月23日(月)

弊社ホームページ(<http://www.toranotecasset.com/>)上にて公告いたします。

異議申立期間 平成29年1月23日(月)～平成29年2月23日(木)

繰上償還に関する可否決定日 平成29年2月24日(金)

買取請求期間 平成29年3月1日(水)～平成29年3月21日(火)

繰上償還日(予定日) 平成29年3月27日(月)

当ファンドの信託終了（繰上償還）につきましては、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律規定にしたがい、異議申立ての手続きをもって実施いたします。

公告日現在の当ファンドの受益者様は、上記の異議申立期間中に、TORANOTEC投信投資顧問株式会社に対し、書面により当ファンドの信託の終了に関するご異議を申し立てることができます。

異議申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、公告日（平成29年1月23日）現在の受益権口数の2分の1を超えない場合は、平成29年3月27日に当ファンドは繰上償還となります。

異議申立てされた受益者様の受益権の合計口数が、公告日（平成29年1月23日）現在の受益権口数の2分の1を超えた場合は当ファンドは繰上償還いたしません。この場合、繰上償還しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページにて公告し、書面にてご報告いたします。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成17年11月30日 投資信託契約締結日、ファンドの設定・運用開始

平成27年 2月28日 信託期間終了日を平成32年11月30日に変更

（当初は平成27年11月30日）

<訂正後>

平成17年11月30日 投資信託契約締結日、ファンドの設定・運用開始

平成27年 2月28日 信託期間終了日を平成32年11月30日に変更

（当初は平成27年11月30日）

平成29年 3月27日 繰上償還（予定）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問合わせ下さい。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

（略）

<訂正後>

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問合わせ下さい。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込は、信託を終了（繰上償還）することとなった場合、平成29年2月28日以降、受け付けないこととします。

販売会社により、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

（略）

<訂正後>

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金申込みは、信託を終了（繰上償還）することとなった場合、平成29年3月22日以降、受け付けないこととします。

販売会社により、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

（略）

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年11月30日まで、または（5） a.、c.、i.、j.、および l.の規定による信託終了の日までとします。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成32年11月30日まで、または（5） a.、c.、i.、j.、および l.の規定による信託終了の日までとします。

信託を終了（繰上償還）することとなった場合、平成29年3月27日をもって信託期間が終了します。